

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 2 号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年 9 月天理市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 95」と」の次に「、100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 97.5」と」を、「100 分の 87.5」と」の次に「、100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 90」と」を加える。

第 2 条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 95」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 97.5」を「100 分の 96.25」に、「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に、「100 分の 87.5」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 90」を「100 分の 88.75」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 44 年 3 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号ハ中「7,100 円」を「7,300 円」に改め、同号ニ中「10,000 円」を「10,400 円」に改め、同号ホ中「12,900 円」を「13,500 円」に改め、同号ヘ中「15,800 円」を「16,600 円」に改め、同号ト中「18,700 円」を「19,700 円」に改め、同号チ中「21,600 円」を「22,800 円」に改め、同号リ中「24,400 円」を「25,900 円」に改め、同号ヌ中「26,200 円」を「29,100 円」に改め、同号ル中「28,000 円」を「32,300 円」に改め、同号ヲ中「29,800 円」を「35,500 円」に改め、同号ワ中「31,600 円」を「38,700 円」に改める。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の70」を「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	

22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600

72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			

	97	308,900	359,400					
	98	309,200	359,800					
	99	309,500	360,200					
	100	309,900	360,600					
	101	310,100	361,100					
	102	310,400	361,500					
	103	310,700	361,900					
	104	311,000	362,300					
	105	311,200	362,800					
	106	311,500	363,200					
	107	311,800	363,500					
	108	312,100	363,800					
	109	312,300	364,200					
	110	312,600						
	111	313,000						
	112	313,300						
	113	313,500						
	114	313,700						
	115	314,000						
	116	314,400						
	117	314,600						
	118	314,800						
	119	315,100						
	120	315,400						

	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「以下この号において」を「第4項において」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号イからワまでを削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設

(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第2中「主任及び主任主査」を「主任、参与及び主任主査」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する

条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。